

入院時食事療養費変更のお知らせ

令和8年度診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日から、入院中のお食事代（患者様自己負担額）が変更となります。今回の見直しは、食材費や光熱費等の上昇を踏まえ、国の制度改定により実施されるものです。

入院時食事療養費の標準負担額（患者負担額）			
所得区分			
70歳未満	70歳以上	令和8年5月末まで	令和8年6月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食 510円 (1日3食1,530円)	1食 550円 (1日3食 1,650円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 240円 (1日3食720円)	1食 270円 (1日3食 810円)
	低所得Ⅰ	1食 110円 (1日3食330円)	1食 130円 (1日3食 390円)

【ご確認ください】

入院時食事療養の標準負担額です。

医療制度をご利用の方は、負担額が異なる場合があります。

負担額は、高額療養費制度の対象外です。

ご不明な点がございましたら、受付または医事課までお問い合わせください。今後とも、皆様に安心して療養していただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。